

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	大月市笹子町 黒野田 地内	地区名	まえかわ 前川	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			
<p>本箇所は、大月市笹子町黒野田地区に位置し、一級河川笹子川の支流に位置しており、近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流の黒野田地区への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>				<p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p>			
②整備目標・効果				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)			
<p>○土石流被害の防止 保全対象 人家26戸 中央道200m 国道800m 鉄道400m 派出所1棟 緊急度・危険度 15≥10 被害軽減額 353≥340百万円。</p>				<p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p>			
□主要目標				③経済妥当性			
				<p>費用便益費 便益(B)÷費用(C)= 11.05 > 1.0</p> <p>・便益(B)= 1433 百万円 ・費用(C)= 130 百万円</p>			
□副次目標				④事業実施・規模の妥当性			
-				<p>・流域内は治山堰堤2基が設置されているが、渓床内には不安定土砂が堆積している。なお、砂防等同施設の計画はない。</p>			
□副次効果				⑤整備手法の有効性			
-				<p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p>			
				⑥環境負荷への配慮			
				<p>・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する</p>			
				⑦事業計画の熟度			
				<p>・地元大月市より強い要望あり</p>			
				<妥当性評価>			
				<p>・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断する</p>			
(2)整備内容と整備量				(4)事業間優先度評価			
①整備内容				<p>・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 2 優先度評価: I</p>			
②整備期間				⑤総合評価			
平成25年度～平成27年度				<p>○</p>			
③総事業費				<p>・(3)及び(4)の結果から実施</p>			
約140百万円(国費70百万円(1/2) 県費70百万円(1/2))				【事業位置図等】			
④全体計画				<p>省 略</p>			
<p>平成25年度 谷止工2基 50百万円 平成26年度 谷止工2基 45百万円 平成27年度 谷止工2基 45百万円</p>							
⑤既整備内容・期間・事業費							
平成7年 谷止工2基 38百万円							